

Tax news letter

2019年（平成31年度）税制改正大綱の主な改正点

平成30年12月14日に与党より、平成31年度税制改正大綱が公表されました。本ニュースレターでは特に個人富裕層、中小企業オーナー及び中小企業に関係する主な改正点を中心にご紹介いたします。

なお、税制改正の詳細は改正法案等の公表を待たなければならず、今後の国会審議等により内容に変更が生じる可能性があります。また、本文右側に記載した解説は、現時点で公表されている資料に基づいた筆者の個人的な見解が含まれており、今後提出される法案等の内容によっては異なる取り扱いになる可能性があります。

<目次>

- I. 相続税・贈与税・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
 - 1. 民法（相続関係）改正への対応
 - 2. 個人版事業承継税制の創設
 - 3. 特定事業用宅地等に係る小規模宅地特例の見直し
 - 4. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し
 - 5. 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し
 - 6. 事業承継税制の見直し
 - 7. 成年年齢引き下げを踏まえた措置
- II. 所得税等・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
 - 1. 住宅ローン控除の特例の創設
 - 2. NISAの見直し
 - 3. 相続空き家を譲渡した場合の3,000万円控除特例の延長
- III. 法人税・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
 - 1. 中小企業者等の軽減税率の特例の延長
 - 2. 災害の事前対策のための設備投資に係る特別償却
- IV. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
 - 1. 未婚の一人親に対する個人住民税の軽減措置
 - 2. ふるさと納税の見直し
 - 3. 法人事業税の税率改正
 - 4. 土地の移転登記に係る登録免許税の特例
 - 5. 配偶者居住権の登録免許税

I. 相続税・贈与税

1. 民法（相続関係）改正への対応

(1) 配偶者居住権等の評価方法

配偶者居住権及びその目的となっている建物及び土地の評価方法を以下の通りとする。

区分	建物	土地
① 配偶者居住権	建物の相続税評価額 - 下記(A)	土地の相続税評価額 - 下記(B)*1
② 所有権 *2	(A)	(B)

*1 敷地に関する権利は、小規模宅地等の特例の対象とする。

*2 配偶者居住権が設定された不動産を物納劣後財産とする。

(A) 建物所有権

建物の相続税評価額 \times $\frac{\text{法定耐用年数} - \text{築年数} - \text{居住権存続年数} \times 3}{\text{法定耐用年数} - \text{築年数}}$ \times 民法の法定利率に
よる複利現価率

*3 存続年数は配偶者の平均余命年数とし、遺産分割協議で定められた年数がある場合は当該年数（平均余命年数を上限）とする。

(B) 土地所有権

土地の相続税評価額 \times 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

<計算例>

建物相続税評価額 : 1,000 万円
法定耐用年数 : 33 年 (木造 非事業用)
築年数 : 20 年
居住権存続年数 : 11 年 (80 歳女性平均余命)
複利現価率 : 0.722 (法定利率 3%)
土地相続税評価額 : 5,000 万円

① 所有権

建物:

$$1,000 \text{ 万円} \times \frac{33 \text{ 年} - 20 \text{ 年} - 11 \text{ 年}}{33 \text{ 年} - 20 \text{ 年}} \times 0.722 = 111 \text{ 万円}$$

土地: 5,000 万円 \times 0.722 = 3,610 万円

合計: 111 万円 (建物) + 3,610 万円 (土地) = 3,721 万円

② 配偶者居住権

建物: 1,000 万円 - 111 万円 = 889 万円

土地: 5,000 万円 - 3,610 万円 = 1,390 万円

合計: 889 万円 (建物) + 1,390 万円 (土地) = 2,279 万円

(2) 特別寄与料への課税

特別寄与料は、支払いを受ける者が、特別寄与料を遺贈により取得したものとみなして相続税の課税対象とする。相続人が支払うべき特別寄与料の額は、当該相続人の相続税の課税価格から控除する。

【増税 or 減税】 解説

【-】

平成 30 年 7 月の相続関係の民法改正により、配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、遺産分割等により終身又は一定期間、配偶者がその建物に居住することができる権利が創設されました（配偶者居住権に関する規定は、平成 32 年 4 月 1 日から施行）。

これにより、①遺産分割によって配偶者居住権を取得する場合、②遺言により配偶者居住権を遺贈する場合、③被相続人と配偶者との間に配偶者居住権を取得させる死因贈与契約がある場合は、居住建物の全部について無償で使用収益する権利を配偶者が取得することになります。この場合、配偶者がその財産的価値に相当する価額を相続したものとして取り扱うこととされており、その財産評価の方法が定められることとなります。

配偶者の年齢が若いほど配偶者居住権の存続期間（平均余命）が長くなることから、配偶者居住権の評価額がより高くなり、逆に配偶者居住権が設定された土地・建物の評価額が低くなります。

なお、配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合に、遺産分割が終了するまで等の間、無償でその居住建物を使用できる「配偶者短期居住権」については、その利益（帰属家賃分の価額）は、遺産分割時の計算上考慮されないこととなっているので、相続税の課税対象とはなりません（評価額 0 円）。

特別寄与料とは、被相続人の療養看護等を行った親族（相続人等を除く）が、相続人に対して金銭の支払請求をすることができる制度です（平成 31 年 7 月 1 日から施行）。

例えば、長男の妻などの相続人でない者が被相続人の介護をしても、相続人ではないため、相続財産の分配を受けることができませんでしたが、新制度では、相続人に対して金銭の支払を請求することが可能となります。特別寄与料を取得した者は、特別寄与料の額が確定してから 10 か月以内に相続税の申告書を提出しなければなりません。



2. 個人版事業承継税制の創設

個人事業者の事業用資産に係る事業承継税制（相続税・贈与税の納税猶予制度）を創設する。

項目	内容
期間	平成31年1月から平成40年12月末までの期間の相続・贈与
対象者	承継計画（平成36年3月末までに提出）に記載された後継者であって経営承継円滑化法の認定を受けた者（贈与の場合は18歳以上（平成34年3月までの贈与は20歳以上）の者に限る）
対象資産	・ 事業用の宅地（限度面積400㎡） ・ 事業用の建物（限度面積800㎡） ・ 固定資産税又は営業用として自動車税等の課税対象となっている減価償却資産
猶予税額	対象資産について、課税価格の100%に対応する相続税又は贈与税の全額
猶予税額の免除（相続税）	・ 後継者が死亡時まで対象資産を保有し、事業を継続した場合 ・ 後継者が一定の障害事由に該当した場合 ・ 後継者について破産手続開始の決定があった場合 ・ 相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ対象資産を贈与し、その後継者が事業承継税制（贈与税）の適用を受ける場合 ・ 経営環境変化により対象資産を一括譲渡又は廃業する場合（その時点の資産価額で猶予税額を再計算し、差額を免除）
猶予税額の納付	・ 後継者が事業を廃止した場合（全額納付） ・ 後継者が対象資産を譲渡等した場合（譲渡した部分に対応する税額を納付）
その他（相続税）	・ 被相続人は相続開始前において、後継者は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けていなければならない ・ 後継者は、相続税の申告期限から3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない ・ 被相続人に債務がある場合には、対象資産の価額から当該債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く）を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする。 ・ この制度の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等についての小規模宅地等の特例の適用を受けることができない
その他（贈与税）	・ 贈与者の死亡時には、対象資産をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する（相続税の納税猶予適用可）

【減税】

新たに個人事業者の事業承継税制が創設されます。

対象となるのは旅館業や町工場、酒蔵などを家族経営しているような個人事業主です。全国約200万の個人事業主のうち、70歳を超える個人事業主は2025年までに約150万人になると予想されています。中小企業庁によると、個人事業主全体のうち相続税が実際にかかりそうなのは1割程度とのことです。

本制度の適用を受けるためには5年以内に承継計画を提出し、10年以内に事業用資産を贈与又は相続により後継者に移転する必要があります。

なお、不動産貸付事業等は事業から除かれています。

制度の仕組みは自社株の事業承継税制に近いものと考えられますが、相続で事業用資産を取得する後継者は、相続開始後において青色申告の承認を受けることが要件となっていますので、青色申告承認申請書の提出期限に留意する必要があります。

事業用の宅地については、本制度を適用した場合、小規模宅地等の特例（400㎡まで8割減）の適用対象外となるため、土地に対する本制度による実質的な効果は、400㎡までの土地評価額についての2割相当です。

事業承継税制は、納税猶予税額が小さくなるにしたがって、制度を利用せずに相続税の納税を選択される方が多くなります。

個人版事業承継税制の対象資産は、事業用の宅地、建物、減価償却資産ですが、事業用宅地について本制度を適用すると小規模宅地特例を適用できないことから、本制度の利用を選択した場合と小規模宅地特例を選択した場合とで納税額に大きな差が生じにくい仕組みです。さらに、個人事業者の財産規模を考慮すると、制度の利用者はそれほど多くないのではないかと考えられます。

3. 特定事業用宅地等に係る小規模宅地特例の見直し

- ① 相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地については、特例の対象外とする。
- ② ただし、上記に該当する宅地であっても、当該宅地の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地の相続時の価額の15%以上であれば、特例の適用対象とする。
- ③ 平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用する。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用しない。

4. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

以下の変更を加えたうえで適用期限を2年（平成33年3月末まで）延長する。

(1) 受贈者の所得要件

受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用を受けることができないこととする（平成31年4月1日以降の贈与から変更）。

(2) 教育資金の範囲

教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、以下の支出を除外する（ただし、教育訓練給付金の支給対象となる受講費用は除外しない）。平成31年7月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

- ① 教育に関する役務提供の対価
- ② スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価
- ③ 上記に係る物品の購入費及び施設の利用料

(3) 残高に対する贈与税の課税

受贈者が30歳に到達した場合において、現に①学校等に在学している又は②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても、贈与税を課税しないこととし、その後①又は②の事由がなくなった年の年末又は、受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に、その時点の残高に対して贈与税を課税することとする。

なお、平成31年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用する。

(4) 贈与者死亡時の残高

贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することとする。

なお、平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用する（同日以前の贈与は含まれない）。

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合

【増税】

平成30年度改正に続き、小規模宅地特例の見直しが行われます。

相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地を特例の対象から外しますが、その宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が特例による平均的な減税効果（宅地の評価額×15%）を上回る場合には、特例の対象とされます。

【減税（増税）】

教育資金の一括贈与について受贈者一人につき1,500万円まで非課税とする制限です。

平成25年の制度創設から6年が経過し、最近1年間の新規契約件数は、1.5万件と創設当初1年間と比べて約8割減少していますが、非課税金額は据え置きの上適用期限を2年延長します。

ただし、受贈者には高所得者が含まれていることを踏まえ、受贈者に所得制限（年1,000万円以下）を設けます。

23歳以上の者の教育資金の範囲について支出を、学校等に支払う費用、学校等に関連する費用（留学渡航費等）、教育訓練給付金の対象となる受講費用に限定します。

現行制度では受贈者が30歳に達した時点で未利用の金額がある場合は、その時点で贈与税が課税されますが、改正により30歳到達時において学校等に在学している又は、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講しているときは、未利用残高に贈与税は課税しないこととされます（ただし、40歳到達時には未利用残高に贈与税課税）。

教育資金の一括贈与の非課税制度の適用を受けた贈与であっても、改正によって相続税の生前贈与加算の対象となり得ることとなりますが、相続開始時の受贈者の年齢が23歳未満であれば加算対象外とされますので、20歳未満の者への贈与であれば、生前贈与加算の対象となる心配は不要です。

5. 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

受贈者の所得制限（合計所得金額が1,000万円以下）を設けたいうえで、適用期限を2年（平成33年3月末まで）延長する。

6. 事業承継税制の見直し

- ① 一定のやむを得ない事情により認定承継会社が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6か月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする。
- ② 贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類と不要とする等、手続の簡素化を行う。

7. 成年年齢引き下げを踏まえた措置

以下の制度について民法における成年年齢引き下げに合わせて対象を18歳に引き下げることとする。平成34年4月1日以後の相続又は贈与により取得する財産について適用する。

- ① 未成年者控除
- ② 相続時精算課税制度における受贈者の年齢要件
- ③ 贈与税の税率の特例（子や孫等の税率構造緩和）の年齢要件
- ④ 非上場株式の贈与税納税猶予における受贈者の年齢要件

II. 所得税等

1. 住宅ローン控除の特例の創設

平成31年10月1日から平成32年12月末までの間に居住の用に供した場合の住宅ローン控除の特例を創設する。

- (1) 消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長して13年間とする。
- (2) 11年目以降の3年間については、各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除する。
 - ① 住宅ローン年末残高（4,000万円を限度※）×1%
 - ② 建物の税抜購入価格（4,000万円を限度※）×2%÷3
 ※ 認定長期優良住宅等の場合は5,000万円を限度

<計算例>

建物購入価格：3,000万円（別途消費税300万円）

土地購入価格：4,000万円

住宅ローン額；6,000万円（13年目の年末残高4,000万円）

年数	控除額	計算
1年目～10年目	40万円×10年＝ 400万円	4,000万円×1%=40万円
11年目～13年目	20万円×3年＝ 60万円	3,000万円×2%÷3=20万円
合計	460万円	

【減税（増税）】

結婚・子育て資金一括贈与について一人につき1,000万円を非課税とする制度の期限を2年延長します。教育資金贈与と同様に受贈者の所得制限を設けます。

【減税】

現行では、納税猶予を受けている途中で資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合は、その時点で納税猶予が取消となっていました。改正後は、該当したとしても6か月以内に解消すれば納税猶予は継続されることとなり、納税猶予の取消リスクが軽減されます。

【一】

民法改正により平成34年4月より成年年齢が引き下げられます。これに合わせて、税法において20歳以上とされている各種要件の年齢を18歳に引き下げます。

【減税】

平成31年10月の消費税率引き上げにあたり、住宅に係る需要変動平準化のため、平成32年末までの間、消費税率10%が適用される住宅取得について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長して13年とします。

1年目から10年目までは現行と同様の控除額とします。

11年目以降の3年間については、消費税率2%引き上げ分の負担に着目し、建物価格に対する消費税の増税2%分を3年かけて控除します。

また、11年目以降の3年間も10年目までと同様に所得税から控除しきれない金額は、個人住民税から控除（最高13.65万円）します。



2. NISAの見直し

(1) 一時的な出国により居住者等に該当しないこととなる場合

NISA口座を開設している居住者等が出国日の前日までに継続適用届出書を金融機関等に提出したときは、帰国届出書の提出日と継続届出書の提出日から起算して5年目の年末とのいずれか早い日までの間は、NISA口座に係る非課税措置を継続する。

(2) NISA口座の開設年齢

NISA口座を開設することができる年齢を18歳以上（現行20歳以上）に引き上げ、ジュニアNISA口座の開設等を行うことができる年齢要件を18歳未満（現行20歳未満）に引き下げる（平成35年以降）。

3. 相続空き家を譲渡した場合の3,000万円控除特例の延長

老人ホーム等に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその敷地は、次の要件を満たす場合に限り、本特例の適用対象とするほか所要の整備を行った上、適用期限を平成35年12月末まで4年延長する。

- ① 被相続人が要介護認定等を受け、かつ、相続開始の直前まで老人ホーム等に入所していたこと
- ② 被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続開始の直前まで、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと

III. 法人税

1. 中小企業者等の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の年800万円以下の所得に対する法人税の軽減税率の特例（15%）の適用期限を2年延長する。

2. 災害の事前対策のための設備投資に係る特別償却

青色申告書を提出する中小企業者が平成33年3月31日までの間に、事業継続力強化計画（仮称）に基づいて行った防災・減災設備への投資について、取得価額の20%の特別償却ができる制度を創設する（所得税についても同様とする）。

IV. その他

1. 未婚の一人親に対する個人住民税の軽減措置

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く）を個人住民税の非課税措置の対象に加える。

【減税】

NISA制度の利便性向上のための見直しが行われます。

現行、NISA口座を開設している者が海外転勤等により一時的に出国する場合、NISA口座で保有している株式等は課税口座に払い出されることとなりますが、改正により、一時的に日本を離れる場合であってもNISA口座が継続されることとなります。

NISA口座とジュニアNISA口座の年齢区分を平成35年以降、18歳に変更します。

【減税】

被相続人の死亡により空き家となった実家を相続開始から3年目の年末までに売却した場合、譲渡所得から3,000万円を控除する制度で、その適用期限が4年延長されます。

現行では、被相続人が老人ホーム入所により相続開始前に空き家となっている場合、（小規模宅地等特例とは異なり）適用対象外でした。改正により一定の使用がなされている場合は、老人ホームに入所していたとしても特例の対象となります。

【減税】

年800万円以下の所得に対する法人税の軽減税率19%を15%に引き下げる特例の期限を2年延長します。

【減税】

中小企業者による災害の事前対策のための設備投資について20%の特別償却ができる制度を創設します。

【減税】

児童扶養手当の受給者で前年の給与収入が約204万円（合計所得135万円）以下の一人親は、未婚でも住民税を非課税とします（現行は法律婚の配偶者と離婚又は死別した者に限定）。寡婦控除の対象とはならないことから所得税分の負担については、一人当たり年17,500円を支給することで軽減します。

2. ふるさと納税の見直し

ふるさと納税について、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税の対象として総務大臣が指定することとする。

- (1) 寄付金の募集を適正に実施する地方公共団体
- (2) 返礼品を送付する場合には以下のいずれも満たす地方公共団体
 - ① 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ② 返礼品を地場産品とすること

上記の見直しは、平成31年6月1日以後に支出された寄付金について適用する。

3. 法人事業税の税率改正

法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約3割）を分離し、特別法人事業税（国税）とする。特別法人事業税の税収は、その全額を都道府県に譲与（譲与基準は人口）する。平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

主な税率区分	法人事業税 *1 (所得割・収入割)	特別法人事業税
資本金1億超の普通法人	3.6% ⇒ 1%	事業税所得割の260%
資本金1億円以下の普通法人等	9.6% ⇒ 7%	事業税所得割の37%
収入金額課税対象法人	1.3% ⇒ 1%	事業税収入割の30%

*1 年800万円超の所得に対する標準税率

4. 土地の移転登記に係る登録免許税の特例

土地の売買による移転登記に係る登録免許税の軽減措置（2.0%⇒1.5%）を2年延長する。

5. 配偶者居住権の登録免許税

配偶者居住権の設定の登記について、登録免許税0.2%を課税する。

【一】

過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方公共団体については、総務大臣がふるさと納税の対象外とすることができるよう、制度の見直しを行います。

平成31年6月1日以降は、指定対象外の団体に対して支出された寄付金は、実質2,000円の負担で済む特例控除の対象とならないので、注意が必要です。

【一】

地域間の財政力格差を是正するため、法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税（国税）を地方財源として都道府県に譲与します。

この改正により東京都の税収4,200億円が減少し、すでに決まっている消費税率引き上げ後の法人住民税の配分5,000億円とあわせて9,200億円の減収となります。

【減税】

土地の売買による登記を平成31年3月末までに行う場合の登録免許税の特例が2年延長されます。

【一】

配偶者居住権の設定登記を行う場合の登録免許税は、建物の固定資産税評価額の0.2%です。

税制改正に関するより詳しい情報に関しては下記までお問い合わせください。

税理士法人 TOMO 税理士 小高育幸
(川崎支店) Tel.044-440-3017